

## 令和5年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和5年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和5年度の実績をご報告するものです。（あくまで実績をご報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払等が発生するものではありません）

星の子こども園

### 【各月ごとの年齢別の公定価格の額】

	1号認定			2・3号認定							
	4歳以上児	3歳児	満3歳児	4歳以上児		3歳児		1・2歳児		0歳児	
				標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
4月	259,140	276,430	327,970	66,080	60,560	82,780	77,260	124,060	118,350	207,580	201,870
5月	225,000	242,290	293,830	66,120	60,600	82,820	77,300	124,100	118,390	207,620	201,910
6月	225,000	242,290	293,830	66,120	60,600	82,820	77,300	124,100	118,390	207,620	201,910
7月	225,000	242,290	293,830	66,080	60,560	82,780	77,260	124,060	118,350	207,580	201,870
8月	220,350	237,640	289,180	65,980	60,460	82,680	77,160	123,960	118,250	207,480	201,770
9月	220,350	237,640	289,180	65,880	60,360	82,580	77,060	123,860	118,150	207,380	201,670
10月	216,450	233,740	285,280	65,940	60,420	82,640	77,120	123,920	118,210	207,440	201,730
11月	213,170	230,460	282,000	65,980	60,460	82,680	77,160	123,960	118,250	207,480	201,770
12月	213,170	230,460	282,000	65,980	60,460	82,680	77,160	123,960	118,250	207,480	201,770
1月	213,170	230,460	282,000	65,980	60,460	82,680	77,160	123,960	118,250	207,480	201,770
2月	210,360	227,650	279,190	65,940	60,420	82,640	77,120	123,920	118,210	207,440	201,730
3月	210,360	227,650	279,190	65,940	60,420	82,640	77,120	123,920	118,210	207,440	201,730

（注）上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入所した子どもについては、在籍日数に応じた日割計算を行うことにより公定価格の額を算出する必要がある